

利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく国の「指定統計調査」（指定統計第23号）（統計法改正により、平成21年4月1日以降は「基幹統計調査」）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により実施されています。

なお、この調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施することとしています。

この報告書は、平成19年6月1日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について業態区分の定義及び立地環境特性区分の定義により再集計したものです。

1 業態区分の定義並びに立地環境の特性区分及び定義

- ① 業態区分の定義は、別表1「業態分類表」のとおりです。
- ② 立地環境の特性区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定しています。（別表2「立地環境特性の区分及び定義」参照）

2 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所（小売））

原則として一定の場所（一区画）を占めて、主として個人消費又は家庭消費の商品を販売する事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とします。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等が、これに該当します。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所等がある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地等の中にある売店等で、他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(2) 就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している就業者をいいます。

就業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」（以上の計を「従業者」といいます。）、「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」の計から、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業所の実際の事務に従事している者をいいます。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、普段事業所の仕事を手伝っている者をいいます。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で給与を受けている者をいいます。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 期間を定めずに雇用されている者

- (イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - (ウ) 平成19年の4月、5月の各月に18日以上雇用された者
 - ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。
 - ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て事業に従事している者をいいます。
 - ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。
- (3) 年間商品販売額
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。したがって、土地・建物等の不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手等の有価証券の販売額は含みません。

- (4) 売場面積
平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、野外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等をいい、他に貸している店舗(テナント)分は除く。)をいいます。
ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古車)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積のない事業所は、調査していません。

3 その他

- (1) この報告書中の統計数値は、奈良県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。
- (2) 前回(16年)調査との比較においては、次のとおり前回数値を奈良県独自に再集計したうえで比較しています。
 - ・前回調査後市町村合併のあった奈良市、五條市、葛城市及び宇陀市については、合併後の市域により前回数値を再集計しています。
 - ・奈良市、大和高田市、天理市、葛城市、上牧町及び大淀町における立地環境特性区分の特性付けについては、整合性の観点から、前回調査の特性付けを今回調査での特性付けと同じ考え方で再格付けしています。
- (3) この報告書に使用する符号等については、次のとおりです。
 - ・「-」は、該当数値がないことを表します。
 - ・「0」及び「0.0」は、四捨五入による単位未満であることを表します。
 - ・「△」は、マイナスの数値であることを表します。
 - ・「X」は、事業所数が1又は2に関する数値で、申告者の秘密保持のため数値を秘匿したものと、及び事業所数が3以上に関する数値で、前後の関係から秘匿の数値が判明するため秘匿したものを表します。
 - ・「皆増」は、前回調査には該当数値が無く、今回調査には該当数値が有るものを表します。
- (4) 報告書中「構成比」については、単位未満を四捨五入していることにより内訳と合計が一致しないことがあります。

本書に関する問い合わせは、下記までお願いします。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県総務部知事公室統計課調査第三係

TEL 0742-27-8441
FAX 0742-27-0615

業 態 分 類 表

区 分	セルフ方式 (注1)	取 扱 商 品 (注2)	売 場 面 積	営業時間	備 考
1 百貨店					「1百貨店」及び「2総合スーパー」は、産業分類「551百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 その他の百貨店			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
2 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満）		
3 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4 コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	産業分類「5791コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5 ドラッグストア	○	産業分類「601」に格付けされた事業所であって6011を扱っていること			
6 その他スーパー	○				2, 3, 4, 5以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					
7 専門店					
1 衣料品専門店	×	561, 562, 563, 564, 5691, 5692, 5699のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572, 573, 574, 575, 576, 577, 5792, 5793, 5794, 5795, 5796, 5797, 5799のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811, 5812, 5813, 5814, 582, 591, 592, 599, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 6091, 6092, 6093, 6094, 6095, 6096, 6097, 6099のいずれかが90%以上			
8 中心店					7に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9 その他の小売店	×				1, 7, 8以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注3)					

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品」の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

(注3) 「各種商品取扱店」とは「559その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

立地環境特性の区分及び定義

特性番号及び区分	定 義
商業集積地区細分	
10 商業集積地区 11 駅周辺型商業集積地区 うち、駅改札内事業所 12 市街地型商業集積地区 13 住宅地背景型商業集積地区 14 ロードサイド型商業集積地区 15 その他の商業集積地区	<p>主に都市計画法8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。</p> <p>概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。</p> <p>JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。</p> <p>都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。</p> <p>住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。</p> <p>国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。</p> <p>上記「駅周辺型商業集積地区」～「ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。</p>
20 オフィス街地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「10 商業集積地区」の対象にならない地区をいう。
30 住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。
40 工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
50 その他地区 うち、有料道路内事業所	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「10 商業集積地区」～「40 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

(注) 都市計画法の地域、地区と実態が異なる場合（住宅地区であっても住宅がほとんど建っていない場合など）、また、都市計画法で指定されていない地域、地区においてもその地域・地区の実状に合わせ特性付けをしている場合がある。